<ランク>

選択式は各空欄箇所、択一式は各選択肢を、次のような基準でランク分けしています。

- ・・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
 - ・・・(教材で解説している内容だが、正誤の判断には一定の読解力が要求される)
 - ・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

選択式

[問 1] 労働基準法(A~C)・労働安全衛生法(D~E)

	А	В	С	D	Е
解答					
ランク					
頁	25	-	(73)	34	33

[問2] 労働者災害補償保険法

	А	В	С	D	E
解答					
ランク					
頁	(31-32)	31	31	32	156

[問3] 雇用保険法

	А	В	С	D	Е
解答					
ランク					
頁	84	84	84	85	52.87

[問4] 労務管理その他の労働に関する一般常識

	А	В	С	D	Е
解答					
ランク					
頁	180	180	188	191	191

[問5] 社会保険に関する一般常識

	А	В	С	D	Е
解答					
ランク					
頁	68	68	68	69	(70)

[問6] 健康保険法

	А	В	С	D	E
解答					
ランク					
頁	65	65	65	65	65

[問7] 厚生年金保険法

	А	В	С	D	E
解答					
ランク					
頁	199	199	(199·224)	174	174

[問8] 国民年金法

	А	В	С	D	E
解答					
ランク					
頁	96	96	96	94	94

<選択式:試験概要>

「労働基準法・労働安全衛生法」は5問中2問が判例からの出題、「労務管理その他労働に関する一般常識」は5問中2問が憲法からの出題であり、この2科目がやや難問であった。 他の6科目は、いずれも法令から概ね基本事項が出題され、一部細部事項の問題が含まれている科目もあったが、全体としての難易度はそれほど高くなく、基本レベルの出題であった。

<選択式:ポイント解説>

労働基準法・労働安全衛生法

B及びCが判例からの出題で、Bは難問である。

Cについては、選択肢の中で比較する語句は「 休業の確保」、「 最低賃金の保障」、「 生活保障」、「 不利益の補償」であるが、休業手当は「一定額を生活給として支給することによって労働者の生活を保護することを目的としたもの」というテキストに記載している趣旨と、 2 箇所ある空欄の文脈から、「 生活保障」が正解肢と判断することは可能である。

労働者災害補償保険法

Aの判断にやや迷うが、B~Dの箇所の文意が通勤災害に関する規定であることから、「 労働災害」より「 通勤災害」の方が適当であると判断できる。

雇用保険法

Dの「 1年」は、文中に「1年」という同語句があるため、やや混乱したかもしれないが、 基本事項である。選択式試験では、このように選択肢の語句が、文中に残っていることもある (正解肢の語句がすべて空欄になっていないこともある)。

労務管理その他労働に関する一般常識

A 及び B が憲法からの出題であるが、テキストでは労働組合法の冒頭に、この憲法第 28 条を解説しているので、正解してほしい。

厚生年金保険法

C が難問であるが、厚生労働大臣の権限のうち基金に係るものは、地方厚生局長に委任することが理解できていれば、「 地方厚生局長」が適当ではないかと判断してほしい。

択一式 <労働基準法(問1~7)・労働安全衛生法(問8~10)>

· / / I I	" * +14	(1-3 1	7 万 万 国	,,又工啊.	工/仏 (15)	0 10)			
	問	1 (正解:	: D)	問 2	2 (正解:	В)	問	3 (正解:	A)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		13	×		28	×		150-151
В	×		14			35			151
С	×		15	×		48			150
D			16	×		51-52			153
Е	×		19	×		53			160
	問 4	4 (正解:	:В)	問	5(正解:	D)	問	6 (正解:	E)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		68			80.108	×		103
В			69			80.112	×		102
С	×		-			80.112	×		102-103
D	×		-	×		78	×		104
Е	×		71.115			80.104			105
	問	7 (正解:	: C)	問 8	3(正解:	C)	問	9 (正解:	A)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		162			48.50	×		115-116
В	×		162			49.51. 52			(31, 115)
С			162	×		49.51. 52			50
D	×		162-163			53			115
Е	×		164			53			(115-116)
	問 1	0(正解	: C)						
	正誤	ランク	頁		テキス	F 2			
٨								1	

正誤 ランク 頁
A × (122)
C (90)
D × (95)
E × (123)

< 労働基準法・労働安全衛生法:試験概要>

「労働基準法」は、概ね基本事項からの出題であり、全体として難易度は高くない。問4は、選択肢に判断が困難な判例からの出題が含まれているが、正解肢の正誤は判断可能であるため、得点してほしい。

「労働安全衛生法」は、問8及び問9は得点可能であるが、問10はかなりの難問で得点できなくてもやむを得ないといえる。

< 労働基準法・労働安全衛生法ポイント解説 >

問3 E

就業規則の周知は、「書面を交付することその他厚生労働省令で定める方法」により行わなければならず、その内容を正しく理解していれば、「口頭で詳しく説明する方法」がこれに該当しないため、設問は正しいと判断できる。

問4

C 及び D は判例からの出題であり、正誤の判断が難しい。正解肢 B 及び E もやや難しいが、正誤の判断は、次の通りとなる。

- B:賃金を法定代理人・委任を受けた任意代理人に支払うことは、直接払の原則に違反するため、これを理解していれば、委任を受けた弁護士に支払うことは当然労基法第 24 条違反となり、本肢の記述が正しいと判断できる。
- C:「賃金債権を第三者に譲渡した場合、譲渡人である労働者が債務者である使用者に確定日付の ある証書によって通知した場合に限り、賃金債権の譲受人は使用者にその支払を求めること が許される」ではなく、「賃金債権を第三者に譲渡した場合においても、その支払について は、なお労基法第24条第1項の直接払の原則が適用され、使用者は直接労働者に対し賃 金を支払わなければならず、賃金債権の譲受人は使用者にその支払を求めることは許され ない」とするのが最高裁の判例であるため誤り。
- D:設問の場合、「使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うことはおよそ 許されない」ではなく、「使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うこ とはできるが、その限度は平均賃金の4割以内にとどめるべきである」とするのが最高裁の 判例であるため誤り。
- E:「年間賃金額をあらかじめ定めるいわゆる年俸制を採用し、就業規則により決定された年俸の一定額を月額給与として支給し、決定された残りの一定額を賞与として支給する場合は、賞与の部分についても支給額が確定しているため、割増賃金算定除外賃金とすることはできない」というテキスト記載の他の規定に関する通達を理解していれば、一部を賞与として支払うときは、必ずしも設問のような支払方法でなくてもよく、設問の記述が誤りと判断できる。

問8C

安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の委員で、その人数について定めがあるのは、「総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者 1人とする」のみである。

この規定を理解していれば、構成員の総数については定めがなく、事業者が適宜に決めることができること、設問の記述が誤りで正解肢になることが判断できる。

<労働者災害補償保険法(問1~7)・労働保険徴収法(問8~10)>

		1 (正解:	: C)		2 (正解:	D)		<u>ファ</u> 3 (正解:	E)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		12.15.17			34	×		68
В	×		151			34	×		69
С			24			43	×		68
D	×		33	×		38.41.43	×		(69) 12
Е	×		(44.67)			(152)			24
	問	4 (正解:	E)	問	5 (正解:	D)	問	6 (正解:	В)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			71.72	×		76			83.89
В			72	×		(76)	×		90,91
С			73	×		79			89.90
D			71			76			91
Е	×		62	×		78.79			91.92
	問	7 (正解:	: C)	問	8 (正解:	C)	問	9 (正解:	D)
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		107			31.32			22.23
В	×		109			32			25
С			107	×		97			(25)
D	×		112			22	×		25
Е	×		120			40.41			23

問 10 (正解: E)

	正誤	ランク	頁
Α			21
В			15
С			28
D			28
Е	×		15

直前模擬試験

< 労働者災害補償保険法・労働保険徴収法:試験概要>

「労働者災害補償保険法」、「労働保険徴収法」ともに、基本事項からの出題が多く、全体として難易度は高くなく基本レベルである。

< 労働者災害補償保険法・労働保険徴収法:ポイント解説 >

問 1 E

保険給付は、傷病(補償)年金を除き、請求に基づいて行われる。具体的に、療養補償給付を受けていた者が、治ゆして障害が残り障害補償給付を受けるケースを考えてみれば、当然障害補償給付の請求が必要となることが想定できるので、知識を応用することにより設問は誤りと判断できる。

問 2

Dの内容に誤りの部分があることは明白で容易に判断できるため、自信を持ってEの内容が正しいと判断できなくても、これに惑わされず正解肢Dを選択して得点することができる。

なお、「誤っているもの」を選ぶ問題の場合、明白で容易に判断できる選択肢(正解肢)があっても、Eのように正誤の判断に悩ませる選択肢があることも多い。この場合は、ある程度「割り切って」判断することも受験のテクニックである。

問 3

C は、「のほか」という部分が誤りとなるが、このような問題の読み過ごしに注意が必要である。 D は、「所轄都道府県労働局長に提出し、その承認を受けなければならない」ではなく、「所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」であるため誤りである。

指定病院の変更の際の手続までは学習していなかったかもしれないが、最初に提出する届書の提出先が所轄労働基準監督署長なのに、例えば最初に治療を受けた指定病院等から自宅近辺の通院しやすい指定病院等に変更する程度のことで、こんな大げさな手続になるのはおかしいと想像することができる。

また、保険給付に関する届書の提出先が所轄都道府県労働局長となるのは、二次健康診断等給付だけということを理解していれば、そのことからも誤りではないかと想像することもできる。

なお、確認してほしい内容として、直前模擬試験で、正しい内容で出題しているので、学習が行き届いていれば、難なく解答できるはずである。

正解肢Eの内容は、テキストで解説しているものであり、Dの正誤の判断ができなかったとして も、こちらを選択し、得点してほしい。

問 4 C

「治ゆしている」ため、休業補償給付は支給されない。基本事項をしっかりと理解しておき、誤った判断をさせようとするような文章に惑わされないよう注意が必要である。

<雇用保険法(問1~7)・労働保険徴収法(問8~10)>

	問1(正解:B)		問 2	(正解:		問3(正解:D)			
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		28-29			18	×		64
В			30			34	×		61
С	×		22-23			32	×		65
D	×		24-25	×		59			69
Е	×		25			34、58	×		62-63
	問4(正解:A)		問5 (正解: B)			問6(正解:C)			
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		53	×		107			120
В			54-55			116			122
С			56	×		105	×		120-121
D			54	×		107			120
Е			91	×		110.114			122
	問7(正解:A)		問8(正解:A)		問9(正解:C)		C)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			38			34	×		39
В	×		158	×		34	×		59
С	×		162	×		35			84
D	×		43	×		35	×		53
Е	×		41	×		35	×		40.42

問 10 (正解: E)

	正誤	ランク	頁
Α	×		
В	×		
С	×		
D	×		
Е			

(テキスト3:P16、テキスト4:P30、

テキスト5: P45.69)

<雇用保険法・労働保険徴収法:試験概要>

「雇用保険法」は、基本事項からの出題が多く、全体として平易な問題であった。他の科目と比較しても、得点しやすかったのではないかと思われる。

「労働保険徴収法」は、問8及び問9は平易な問題であるが、問10の労働保険料の計算に関する問題は、過去の出題パターンにはない難易度の高いものであった。

<雇用保険法・労働保険徴収法:ポイント解説 >

問 1 B

在日外国人が派遣労働者であるケースであるが、常用型で週 40 時間雇用されているので被保険者の要件を満たす。また、在日外国人が被保険者となる要件も満たしているため、設問の内容は正しい。基礎知識を応用すれば正しいと判断できる。

問 2 E

離職証明書は離職票を交付するために作成するものであり、離職証明書には被保険者の離職の日以前の賃金支払状況を記載する必要がある(受給資格の確認の際、この離職票に記載された賃金支払状況により、受給資格に係る被保険者期間の計算や基本手当日額に係る賃金日額の算定が行われる)。

また、賃金日額の算定にあたり必要とされる賃金には、臨時に支払われる賃金及び3箇月を 超える期間ごとに支払われる賃金は除かれる。これらのことを理解していれば、離職証明書に 賃金額を記載するに当たっては、設問の賞与は除外するのが正しいと判断してほしい。

問 10

労災保険・雇用保険ともに、派遣労働者に係る適用については、「派遣元事業主」の事業に係る保険関係であることを理解できていれば、DかEまではしぼることができる内容であるが、労災保険率は、派遣労働者が従事している事業の率が該当することは細部の規定であり、難問といえる。

<労働一般常識(問1~5)・社会保険一般常識(問6~10)>

	問1(正解:E)		問 2	問2(正解:D)		問3(正解:B)			
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			-	×		160			-
В			-	×		161	×		-
С			-	×		162			-
D			135			165.166			-
Е	×		156	×		166			-
	問4(正解:A)		問5(正解:C)		問6(正解:E)				
•	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		-	×		152	×		39
В			白書 45	×		-	×		38
С			-			-	×		56
D			-	×		-	×		-
Е			-	×		-			56
	問7(正解: C)		問8(正解:B)		問9(正解:E)				
•	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			159	×		208 2			78
В			160			(147.151)			78
С	×		191 1、 193 2 他	×		145			79
D			160	×		135.137			79
Е			160 190 2	×		137	×		80

問 10 (正解:D)

正誤 ランク 頁
A 128
B (129)
C 114
D x 130
E -

1:テキスト6 2:テキスト7

< 労働・社会保険に関する一般常識:試験概要>

7科目中最も難易度の高い科目であった。「労務管理その他の労働に関する一般常識」は、問2以外がすべて難問である。これに対し、「社会保険に関する一般常識」は、5問とも法令からの出題で、問8はやや難問であるが、他の4問は例年通り概ね得点し易い内容であった。

比較的得点し易い「社会保険に関する一般常識」で確実に得点し、全体で何とか4点以上確保することを重視すべき出題内容である。

< 労働・社会保険に関する一般常識:ポイント解説 > 問2

最低賃金法は、大幅な法改正があり、出題が高く予想されていたので、確実に得点しなければならない。一般常識では、改正後即出題というパターンが多いが、この点は今回も同様であった。

問8

Eについて、老齢給付金の受給権は、 「支給期間が終了したとき」のみではなく、 「受給権者が死亡したとき」「全部を一時金として支給されたとき」も消滅するため、誤りの内容となる。この規定を知らなくても、年金給付の支給期間が「終身又は5年以上にわたるとき」という他の規定の内容を理解していれば、終身 = 死亡までなので、設問は誤りと判断することができる。

また、A、C及びDの規定の誤りは明白であるので、消去法により正解肢Bを導き出して欲しい。

<健康保険法(問1~10)>

	問 1 (正解:D)		問2(正解:E)		問3(正解:C)				
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		16 1	×		114			112
В	×		(16)	×		39			112
С	×		17	×		52	×		139
D			-	×		61			112
Е	×		19			-			24 2
	問4(正解:B)		問5(正解: A)			問6(正解:C)			
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			75			80			120
В	×		67	×		122			109
C			69	×		97	×		(102)
D			71	×		112.123			130
Е			25	×		132			81
	問7(正解:B)		問8(正解:B)		問9(正解:E)		E)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		26			-			107
В			109	×		64			205
С	×		107			(97)			118
D	×		76			137			103
Е	×		99.100			138	×		50

問 10 (正解: D)

正誤 ランク 頁 34.144 Α × В 142 C 41 × D 49 Ε 50 ×

1 テキスト 10 2 法改正情報

<健康保険法:試験概要>

他の科目と比較すると、全体としてやや難易度の高い出題内容であった。問1、問2、問5及び問6は、正解肢が難問であり、また、他にもう1肢判断に迷う問題が含まれているなどして、難易度が高くなっている。

<健康保険法:ポイント解説>

問 1 B

業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中の未決定期間は、「一応業務外の傷病として健康保険から給付を行い、最終的に業務上の傷病と認定された場合には、さかのぼって給付相当額の返還が行われる」ではなく、「一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、更に健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付を行う」である。「業務上事故として申請中の取扱い」についての通知(昭和28年4月9日保文発第2014号)の正しい内容(業務上として申請したので認定されるまで労災優先)を、逆の誤った内容(業務上として申請したのに認定されるまで健保優先)にした問題である。

一見難問のようであるが、業務外の事由によるものは健康保険、業務上又は通勤によるもの は労災保険という大原則を理解していれば、正誤の判断ができる問題である。

実務上も、業務上の傷病として指定病院等に請求書を提出した場合、指定病院等は労災扱いで処理をし、とりあえず健康保険で処理をするようなことはあり得ない。

なお、<u>業務上の傷病なのに、被保険者が誤って労災申請をせず健康保険から給付を受けてしまった場合</u>には、健康保険に給付相当額を返還して、その後、労災保険にその分の費用請求をすることは実務上あり得る。

問 1 D

健康保険法等の一部を改正する法律・・・平成 18 年法律第 83 号附則第 2 条第 2 項では、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第 7 条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定しており、この内容により正しい。

改正法施行当時はともかく、現在となっては難問である。消去法により正解を導き出してほ しい。

問 2

Aの判断をやや迷うかもしれないが、介護休業中である場合に傷病手当金は支給されないといった不支給・調整規定はない。出産手当金も同様である。報酬等や出産手当金との調整規定を理解していれば、誤りと判断できる問題である。

正解肢Eは難問で正誤の判断ができないが、B、C及びDの誤りは明白であるので、消去法により正解を導き出してほしい。

問8

A及びCが難問であるが、Bの誤りは明白であるので、惑わされることなく正解してほしい。

<厚生年金保険法(問1~10)>

	問1(正解: E)		問 2	問2(正解:B)		問3(正解:C)			
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			28.29	×		46			218
В			49.50			-			(210) 70
С			(50)	×		28	×		199
D			24	×		27.30			(175)
Е	×		30.32	×		37			211
	問4(正解:A)		問5 (正解: D)		問6(正解:B)		В)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			178			84	×		98
В	×		81			141			147
С	×		74			130-132	×		41
D	×		186	×		134.136	×		50
Е	×		58			125	×		80
	問7(正解:C)		問8(正解:E)		問9(正解:B)		В)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			-			-	×		105
В			158			45			(122)
С	×		156.157			172	×		118
D			159			173.174	×		111
Е			157	×		178-179	×		108

問 10 (正解: C)

	正誤	ランク	頁
Α	×		184
В	×		183
С			183
D	×		80
Е	×		143

直前模擬試験(解説)

<厚生年金保険法:試験概要>

一部難問も含まれているが、例年と比べると正解を得やすい問題が多かったと思われる。難問に 惑わされなければ、全体としてやや難しいイメージのわりには、多く得点できたのではないか。

<厚生年金保険法:ポイント解説>

問 2

Bは難問であるが、他の設問の誤りは明白であるため、消去法により正解肢Bを解答してほしい。

問3

B及びDが難問であるが、Cの誤りは明白であるため、惑わされることなく正解肢Cを解答してほしい。

問7

Eについて、標準報酬改定請求の対象とならないのは、平成 19 年 4 月 1 日前に離婚等をした場合であって、平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚等をしたのであれば、当然に平成 19 年 4 月 1 日前の婚姻が成立した日からの対象期間に係る標準報酬も改定又は決定の対象となる。文意のひっかけに注意する必要がある。

なお、Aが難問であるが、Cの誤りは明白であるため、惑わされることなく正解肢Cを解答してほしい。

<国民年金法(問1~10)>

	問1(正解:E)		問2(正解:C)		問3(正解:D)		D)		
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		110			(183)	×		87
В	×		119			163.183	×		92
С	×		121	×		184.185	×		92
D	×		108-110			183			89
Е			107			75.177	×		91
	問4(正解:A)		問 5	問5 (正解: B)		問6(正解:C)		C)	
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α	×		139	×		38	×		95
В			45			43	×		151
С			153	×		39			(56)
D			(190)	×		44	×		43
Е			39	×		46	×		42
	問7(正解: C)		問8	(正解:	D)	問 9	(正解:	D)	
	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁	正誤	ランク	頁
Α			180	×		129			81-82
В			167	×		144			79
С	×		171	×		39.45			79
D			(169他)			98	×		79
Е			167	×		143			92
	月月 1 .	0.6正解:	E)						

問 10 (正解:E)

	正誤	ランク	頁
Α	×		176
В	×		166.170 175 他
С	×		32
D	×		177
Е			146.147

< 国民年金法:試験概要 >

一部難問が含まれている問題もあったが、基本事項からの出題が多く、全体を通して解答し易い出題内容であった。例年通り、国民年金法は重要基本事項を確実に押さえていれば、得点を多く得ることが可能といえる。

<国民年金法:ポイント解説>

問 2

Bについて、文中最後の端数処理の内容まで押さえていなかったかもしれないが、原則の保険料の規定の端数処理を理解していれば、これと同様であろうと考えることができる。また、Aの正誤の判断もやや難しいが、Cの誤りは明白であるため、惑わされることなく正解肢Cを解答してほしい。

問6

Cの特別一時金の内容は、難問で正誤の判断はつかないが、他の設問の誤りは明白であるため、 消去法により正解肢Cを解答してほしい。

問 10

Bは難問である。学生等納付特例制度の適用対象となる被保険者は、申請全額免除、申請4分の3免除、申請半額免除、申請4分の1免除又は若年者納付猶予制度の適用対象者となる場合であっても、当該学生等である期間については、学生等の納付特例制度が優先され、これらの免除制度は適用されないが、法定免除の適用対象者となる場合は、その適用を受けることができる。

これは、各免除規定の条文に「学生等である期間を除く」というかっこ書きの有無が根拠となる。 ただし、このBの正誤の判断がつかなくても、Eが正しいことは明白であるため、惑わされることなく正解肢Eを解答してほしい。